

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！ <http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

平成 27 年 3 月号

Dプロニュース



ご連絡先： 〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail:info@d-produce.com

HP:<http://www.d-produce.com>

「有期雇用特別措置法」の 特定有期雇用労働者に係る手続き

◆「有期雇用特別措置法」とは？

2013年4月施行の改正労働契約法により、有期雇用契約を反復更新して契約期間が5年超となった有期雇用労働者には「無期転換申込権」が発生することとなりました。

有期雇用特別措置法は、特定の有期雇用労働者について、契約期間が5年超となった場合でもこの無期転換申込権が発生しないこととするものです。

本法は、2014年11月21日に臨時国会で成立、同月28日に公布され、2015年4月1日より施行されます。

◆「特定有期雇用労働者」とは？

本法特例の対象となる労働者は、(1)一定の高度専門的知識等を有する有期雇用労働者と、(2)定年後に有期契約で継続雇用される高年齢者です。

(1)は、年収1,075万円以上の一定の国家資格等を有する有期雇用労働者で、「5年を超える一定期間内(上限10年)に完了することが予定されている業務」に就く者です。

また、(2)は、再雇用や継続雇用の対象として、定年を過ぎて有期契約で雇用される者です。

◆対象労働者と認定されるための手続き

(1)については「第一種計画認定申請書」および対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を実施することがわかる資料(労働契約書、就業規則等)を、また、(2)については、「第二種計画認定申請書」および対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を実施することがわかる資料(契約書・賃金規程・就業規則等)を、管轄の労働局長に提出します。

いずれも基本指針に沿った対応がとられると認められた場合に認定されることとなります。

なお、措置の実施については、労働局長に対する報告の徴取により確認がなされることとなります。

◆対象労働者への対応

省令により、書面の交付による労働条件の明示が定められ、明示すべき内容も列挙されますが、実務上は、モデル労働条件通知書を参考に作成し、対象労働者に内容を説明したうえ、交付することが必要です。

認定申請については、事業主に代わって社会保険労務士が事務代理をすることもできますので、書類の作成や手続きについて不安があれば、ご相談ください。

厚労省「妊娠等を理由とする 不利益取扱いに関する解釈通達」 その内容は？ 注意点は？

◆通達が出た理由

企業は、妊娠・出産、育児休業等を「理由」として、従業員に対して不利益取扱いを行ってはいけません(男女雇用機会均等法9条3項、育児・介護休業法10条等)。

例えば、妊娠中・産後の女性従業員や子を持つ従業員が、時間外労働や休日労働・深夜業をしない、育児時間を取る、短時間勤務を請求するなど理由として、解雇や雇止め、減給を行うこと、非正規社員とするような契約内容変更を強要すること等は、不利益取扱いにあたります。

一方、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の相談件数が依然として高い水準で推移していることや、昨年10月23日に男女雇用機会均等法9条3項の適用に関して最高裁判所の判決(広島中央保健生活協同組合事件)があったことなどを踏まえ、この度、厚生労働省より、「妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する解釈通達」(1月23日)が出されました。

◆通達の内容

通達では、①妊娠中の軽易業務への転換を「契機として」降格処分を行った場合、原則、男女雇用機会均等法に違反する(=妊娠中の軽易業務への転換を「理由として」降格したものと解され、不利益取扱いにあたる)としています。

また、②妊娠・出産、育児休業等を「契機として」不利益取扱いを行った場合は、原則、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に違反する(=妊娠・出産、育児休業等を「理由として」不利益取扱いを行ったと解される)としており、注意が必要となります。

◆不利益取扱いとならない場合

ただし、①業務上の必要性から支障があるため当該不利益取扱いを行わざるを得ない場合において、その業務上の必要性の内容や程度が、法の規定の趣旨に実質的に反しないものと認められるほどに、当該不利益取扱いにより受ける影響の内容や程度を上回ると認められる特段の事情が存在するとき、②契機とした事由または当該取扱いにより受ける有利な影響が存在し、かつ、当該労働者が当該取扱いに同意している

場合において、有利な影響の内容や程度が当該取扱いによる不利な影響の内容や程度を上回り、事業主から適切に説明がなされる等、一般的な労働者であれば同意するような合理的な理由が客観的に存在するとき等の場合は、違法とはならないとしている点にも注意してください。

「悪質自転車運転者に対する講習義務化」で企業の対応は？

◆改正道交法施行令を閣議決定

先月20日、信号無視や酒酔い運転など14種類の「危険行為」のいずれかを繰り返した自転車運転者に対して、安全講習の受講が義務づけられる政令が閣議決定されました(6月1日施行予定)。

命じられた講習を受けなかった場合には、5万円以下の罰金が科されます。

警察庁は「取締りの強化とあわせて、事故の抑止につなげたい」としています。

◆ブレーキのない自転車や携帯を使用しながらの運転も対象

具体的には、危険行為をした運転者は警察官から指導・警告を受け、従わない場合は交通違反切符が交付されます。2回以上の交付で講習の対象となり、受講しなければ5万円以下の罰金が科されます(講習は3時間で、都道府県の自治体で定められる手数料は標準で5,700円)。

14種類の具体的中身は、「信号無視、通行禁止違反、歩道での徐行違反、通行区分違反、路側帯の歩行者妨害、遮断機を無視した踏切への立入り、交差点での優先道路通行車の妨害、交差点での右折車優先妨害、環状交差点での安全進行義務違反、一時不停止、歩道での歩行者妨害、ブレーキのない自転車利用、酒酔い運転、携帯電話を使用しながらの運転等」です。

受講を命じる対象は、これらの危険行為を3年に2回繰り返した14歳以上の者です。警察庁は、過去の摘発状況から年間の受講者は数百人になるとみえています。

◆自転車が絡む事故の割合は約 2 割

自転車が絡む事故は 2005 年の約 18 万 4,000 件以降 9 年連続で減り、2013 年には約 12 万 1,000 件。昨年も 11 月までで約 9 万 9,000 件と減少傾向です。

しかし、死亡事故については、2007 年に約 800 件、2012 年には約 600 件を切っていたところが、2013 年には約 8,100 件と再び増加となりました。

自転車事故が交通事故全体の 2 割を占める状況は改善されていません。

◆個人の責任では済まされないことも

警察庁によると、2013 年の自転車利用者の摘発は 7,193 件で、統計を取り始めた 2006 年の 12.3 倍に増えています。昨年上半期も、信号無視で 1,758 件、遮断踏切立入りで 652 件など、過去最多の 3,616 件が摘発されています。

これらの事故は、通勤途中や業務中であれば、会社の指示によらない利用であったとしても、使用者責任が問われることもあります。社員教育や規程の整備なども、これまで以上に必要となりそうです。

3 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

2 日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞[公共職業安定所]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞[労働基準監督署]

16 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出＜新規適用の物＞[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 個人事業所得税の申告[税務署]
- 贈与税の申告期限＜昨年度分＞[税務署]
- 所得税の確定申告期限[税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出[税務署]
- 国外財産調書の提出[税務署]
- 総収入金額報告書の提出[税務署]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]

編集後記

おはようございます。

D・プロデュースの山下です。

3 月 3 日、「ひな祭り」の日。我が家の長女にとっては初節句でした。リビングにどうにかこうにか場所を工面して、ひな人形を飾りました。そして、長女に着物を着せて、ひな人形を背景に写真撮影。なかなか良い写真が撮れず、二人で何枚

撮ったか分かりません。その後、どれが良い写真だったのかを探すのも一苦労。

一方、写真館での撮影は、とてもスムーズでした。何が気に入ったのか、長女は終始満面の笑み。衣装替えや撮影セットの変更にも上機嫌。お陰様で、幾多の良い写真が撮れました。さすがはプロの成し得る業です。

そして、写真撮影の後は、写真選びです。どれもこれも良く撮れているので、全て欲しいところですが、そこは財布との相談となります。とは言ったものの、人生一度きりの初節句だからという理由で、あれもこれも選んでしまい、恐怖のお会計となりました。

「本当に欲しい写真だけを最後に選べば、その分の費用しかかかりません。」という言葉巧みな戦術。良く撮れた子供の写真、どれもこれも欲しくなるに決まっています。撮影前からその結果が自明だとしても、言葉巧みな戦術を都合よく捉えてしまいます。「次回撮影する時は、今回の経験を活かして」と考えますが、恐らく同じことを繰り返します。こちらも、さすがはプロの成し得る業です。

我が家の長女が楽しい初節句を過ごせたならば、万事良しなのだと思います。そして、記念写真の仕上がりが、とても楽しみです。